

## 電子書籍における自炊支援事業と著作権に関する考察

加納 まり

本研究は、電子書籍における自炊支援事業について、著作権法上の適法性を検討することを目的としている。

「自炊」とは、個人で書籍の文書等をスキャンし、デジタルデータ化することである。近年、この自炊を支援する、自炊支援業者が登場した。しかし、2011年11月、2012年11月の2回にわたり著作権者が、業者に対して複製権の侵害を主張し、東京地方裁判所に提訴したため、業者の営業形態の適法性について問われている。

自炊支援業者の営業形態は主に3つの類型が存在する。第1は、業者が自炊を代行する自炊代行型、第2は裁断機やスキャナなどの自炊道具を店舗に設置し、利用者自身に自炊を行わせる道具・場所提供型、第3は、第2の営業形態に加えて裁断済みの書籍を提供し、利用者に自炊させている裁断済み書籍提供型である。

本研究においては、この3つの自炊支援業者の営業形態について私的使用目的の複製（著作権法第30条1項）が認められるか、複製権（著作権法第21条）の侵害が成立するかについて、カラオケ法理を取り上げつつ検討を行った。加えて裁断済み書籍提供型業者については貸与権（著作権法第26条の3）の侵害が成立するかも検討した。

私的使用目的の複製を認めるための要件には「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」における使用であること、また、「使用する者が複製することができる」という2つの要件がある。自炊代行型業者に関しては、複製行為の主体が業者であるため、「使用する者が複製する」という要件を満たしておらず、複製権の侵害に当たると考えられる。業者のサービスを利用する者も共同で責任を負う可能性は否定できない。

また、第30条1項一号において、私的使用の目的であっても「公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合」は著作権者の許諾なく複製することはできない。しかし、附則5条の2により「文書又は図画の複製に供する」自動複製機器は第30条1項一号の規定から除外されている。これは、文献の複製に関しては権利の集中処理体制が必ずしも整っているとは言えないことから、暫定措置として設けられたものである。そのため附則5条の2により道具・場所提供型業者、裁断済み書籍提供型業者は適法と考えられる。他方、実際の訴訟事件として争われた場合、カラオケ法理により間接侵害となる可能性は否定できない。

著作権者の権利と著作物を利用する必要性を適切に調整することは容易ではない。しかし、自炊支援業者が利用者に与える利便性に十分な配慮を行いつつ、今後は、権利の集中処理体制を確立していくことが求められる。

（指導教員 石井夏生利）